

# 知っていますか？ 障がいのある人の福祉サービス

12月3日(木)から9日(水)までは「障害者週間」です。市では、障がいのある人も障がいのない人と同様に、地域の中でいきいきと暮らしていただけるまちづくりを進めています。今回は、在宅の障がいのある皆さんを対象とした福祉サービスを紹介します。

## 手帳の交付

障がいのある人が必要なサービスを受けられるよう、3種類の手帳を交付しています。

身体障害者手帳

対象者 次の障がいがある人

- 視覚 聴覚 音声・言語・そしゃく機能 平衡機能 肢
- 体不自由 内部機能(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫)

療育手帳

対象者 知的機能の障がいが発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの援助を必要とする人

精神障害者保健福祉手帳

対象者 精神疾患がある人のうち精神障がいのため長期にわたる日常生活、または社会生活への制約がある人

## 障がい福祉サービス

障がいがあり日常生活を営むの

に支障がある人などに対して、市が決定した支給量の範囲内で、次のサービスを行います。

費用負担 1割負担(ただし、本人、または世帯の所得状況によって1カ月の上限額が設定されます)

### 居宅介護

自宅で、入浴・排泄・食事の介助などを行います。

### 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設などで、入浴・排泄・食事の介助などを行います。

### 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排泄・食事の介助などを行うとともに、創作的活動、または生産活動の機会を提供します。

### 自立訓練

自立した日常生活、または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

### 就労継続支援

一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

### グループホーム

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

このほかにも、各障がい福祉サービスがありますので、福祉課窓口で相談してください。

## 地域生活支援事業

### 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいの人が、社会生活上、必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出をするときに、ヘルパーを派遣します。

### 障がい児タイムケア事業

18歳以下の障がいのある児童を一時的に預かり、放課後や休日の活動場所づくりと保護者のレスパイトケア(介護者が一時的に介護から離れ休養をとること)を行っています。

### 事業実施日

子ども療育支援センター(すこやか交流プラザ内)

毎週火曜日 午後3時～6時半  
毎月第1・3土曜日、第4日曜日、長期休暇中の火・金曜日 午前9時半～午後5時半  
市内小・中学校

月～金曜日 学校終業時～午後5時(長期休暇中や学校休校日を除く。対象者は市内小・中学校の特別支援学級に在籍している人。)

### 日中一時支援事業

障がいのある人に、日中における活動の場を提供します。

## 日常生活用具の給付

身体などに障がいのある人が、在宅で生活をするために便利な用具の給付を行います。それぞれの用具には支給要件がありますので、問い合わせてください。

### 主な日常生活用具

- 視覚障がい 拡大読書器など
- 聴覚・音声・言語機能障がい ファクスなど
- 下肢・体幹機能障がい 手すり・スロープ・電動ベッドなど
- 音声・言語機能障がい 人工喉頭
- 内部障がい ネプライザー(吸入器)など
- 知的障がい 頭部保護帽など
- ぼうこう・直腸機能障がい ストマ用装具(蓄尿袋・蓄便袋)

### 費用負担

1割負担(ただし、本人、または世帯の所得状況によって1カ月の上限額が設定されます)

### 自動車改造費の助成

身体障害者手帳の交付を受けている人で、自ら所有し運転する自動車のアクセル、ハンドルなどを改造する場合、改造費の一部を助成します。

所得制限、その他要件がありますので、問い合わせてください。

自動車運転免許取得費用の助成  
55歳以下の在宅の人で、身体障害者手帳（1～4級）、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人などに対して、普通自動車免許（第一種）取得にかかる自動車教習所の費用の一部を助成します。

所得制限、その他要件がありま  
すので、問い合わせてください。

### 相談支援

福祉課では、さまざまな福祉相談を受け付けています。また、必要な場合は関係機関と連携して対応しています。

### 手話通訳者派遣事業

耳の不自由な人のコミュニケーションを助けるために、市に登録された手話通訳者を派遣します。利用希望者は、派遣希望日の3日前までに福祉課に申し込みください。ただし、緊急でやむを得ない場合は、この限りではありません。また、福祉課の窓口には手話通訳者を配置（午前8時半～午後5時）しています。市役所内を同行し、通訳としてさまざまな手続きや相談の手伝いをします。

### 耳マークの設置

耳が不自由な人は、外見では耳が不自由であることがわかりにくいことから、窓口などで不安な思いをすることがあります。そこで、指さすだけで誰もがすぐに耳が不自由であることがわかるマーク「耳マーク」を市役所各課窓口および市内公共施設に設置しています。「耳マーク」を指さした場合は筆談などの対応をすぐに行いますので活用してください。



大野城市障がい者地域活動支援センター/筑紫地区地域活動支援センター「つくしぴあ」

大野城市障がい者地域活動支援センターは、市が設置し市社会福祉協議会が運営しています。「つくしぴあ」は、筑紫地区4市1町が共同で設置しています。どちらの施設も障がいのある人などに創作的活動や生産活動の機会、社会との交流の場を提供しています。また、障がいのある人が自立した生活をするために必要な支援や憩いの場所を提供しています。



市障がい者地域活動支援センター

### つくしぴあ



### 問い合わせ先

市障がい者地域活動支援センター（上大利五丁目18-8）  
☎（583）5560  
筑紫地区地域活動支援センター「つくしぴあ」（JR大野城駅西口前）  
☎（592）6801

### その他の在宅福祉サービス

補装具費の支給  
身体障がいのある部分を補って、必要な身体機能を回復するための補装具費の支給を行います。

### 主な補装具

視覚障がい 義眼・眼鏡など  
聴覚障がい 補聴器  
肢体不自由 義肢・装具・車いすなど

費用負担 原則として1割負担（ただし、本人、または世帯の所得状況によって1カ月の上限額が設定されます）

紙おむつの給付  
在宅で紙おむつの使用が必要であると認められた人に対して、紙おむつを給付します。

対象者 身体障害者手帳1・2級（小学生以上） 療育手帳A判定（小学生以上） 介護保険認定を受けていて、おむつが必要な高齢者

給付の内容 紙おむつの現物給付（表のとおり給付には限度があります）

区分	1カ月の限度額
市民税非課税世帯の人	6,000円
市民税本人非課税の人	3,000円
市民税本人課税の人	給付対象外

**住宅改造費の助成**

重度の障がいがある人のために住宅を改造する場合、その費用の一部を助成します。

対象者 市民税が非課税の世帯に属する人で次に該当する人

身体障害者手帳1・2級で車いすなどを利用している人

療育手帳A判定の人

助成額 30万円まで

介護保険受給対象者となる人は、介護保険の住宅改造費助成が優先されます。(20万円まで)

在宅酸素療法者電気料金助成

在宅で酸素濃縮器を使用している呼吸器機能障がいがある人に、電気料金の一部を助成します。

対象者 酸素濃縮器を使用している人で、市重度障がい者手当を受給できない人(所得制限などがあります)

助成額 1日あたりの酸素濃縮器使用時間が、

12時間未満 月額1、000円

12時間以上 月額2、000円

**各種手当**

日常生活で常時介護を必要とする、重度の障がいがある人は、国および市が定める各種手当を受給できる場合があります。

障がいの程度、本人と扶養義務者などの所得状況、障がいによる年金などの受給の有無など、手当

の認定には要件がありますので、問い合わせてください。なお、各手当は随時申請を受け付けています。(市重度障がい者手当を除く)国の手当

特別障害者手当(20歳以上) 障害児福祉手当(20歳未満) 市の手当

重度障がい者手当(毎年1月に申請受付、詳しくは広報「大野城」12月15日号に掲載予定) 重度障がい児(者)介護手当 外国人障がい者福祉手当

**多目的トイレ(オストメイト対応型)の設置**

公共施設には、車いす使用者・高齢者・乳幼児を連れた人などが利用しやすいように、必要な器具などを備えた福祉型トイレの設置が進んでいます。今後は、オストメイトの人(人工肛門や人工ぼうこうを使用している人)にも配慮したトイレ(多目的トイレ)の設置を進めていきます。

現在、市内の公共施設では、市役所・まどかびあ・すこやか交流プラザ・総合福祉センター・各コミュニティセンター・各デイサービスセンターなどに多目的トイレを設置していますが、今後、年次的に拡充していきます。

障がいのある人などのための駐車場

市役所・まどかびあ・総合福祉センターの出入口近くに、障がいのある人(心臓、じん臓などの内部障がい者を含む)・体の不自由な人・妊産婦などで、歩行が困難な人のための駐車場を整備していますので利用してください。



**障がいのある人などのための駐車場**

市役所・まどかびあ・総合福祉センターの出入口近くに、障がいのある人(心臓、じん臓などの内部障がい者を含む)・体の不自由な人・妊産婦などで、歩行が困難な人のための駐車場を整備していますので利用してください。

問い合わせ先  
福祉課障がい者支援担当  
☎(580) 1852・1853  
FAX(573) 8083

**出かけてみませんか**

市社会福祉協議会と市では、外出が困難な人のために、次のような事業を行っています。いずれも事前の登録が必要で、要件があります。詳しくは問い合わせてください。

移送サービス事業  
専従運転手により、車いすや寝たままの状態でも乗車できるリフトカーを運行しています。



**移送サービス事業**

専従運転手により、車いすや寝たままの状態でも乗車できるリフトカーを運行しています。



**ハンディキャブ貸出事業**

車いすに乗ったままの状態でも乗車できる軽自動車の貸出事業です。諸事情により運転手を確保できない場合は、ボランティアセンターで運転ボランティアを紹介いたします。

問い合わせ先  
市社会福祉協議会  
☎(572) 7700